

山口市上下水道事業土木系工事における「週休2日工事」の実施要領

山口市上下水道事業管理者が発注する建設工事に係る週休2日工事に関する必要な事項については、山口市土木系工事における「週休2日工事」の実施要領の例による。
ただし、水道工事については、「水道事業実務必携（全国簡易水道協議会発行）」による。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。